

1 3 生産緑地地区における行為制限

令和7年4月1日現在

根 拠 法 令	生産緑地法(第8条)	担当課 担当係	県土利用政策課 都市計画係 0742-27-7520
制度の概要	生産緑地地区において一定の行為をしようとする場合は、市町村長の許可を受けなければならない。		
目 的	生産緑地地区において一定の行為を制限することにより、農林漁業との調和のとれた良好な都市環境の形成に資することを目的とする。		
対 象 地 域	生産緑地地区		
規 制 内 容	生産緑地地区における行為の制限 生産緑地地区内においては、 市町村長の許可 を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。但し、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については許可は不要 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 3 水面の埋立て又は干拓		
許 可 等 の 基 準	市町村長は、次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り許可をすることができる。 1 当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの イ 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設 ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 ハ 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設 2 当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設 ハ イの農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設 3 1及び2に掲げるもののほか、政令で定める施設		
手 続 の フ ロ ー ム	生産緑地法の規定による許可申請 <pre> graph TD subgraph "申請者" A[許可申請書] end subgraph "市町村長" B[受理・申請] C[許可] end A -- 提出 --> B B --> C C -- 許可通知 --> A </pre>		

